

第4回 参加費無料・オンライン 働き方改革セミナー

令和6年

10/15 [火] 14:00-16:00
(個別相談 16:00-17:00)

令和7年

[オンデマンド配信] 10月17日(木) - 3月14日(金)

働き方改革はライフデザインとともに
～「働きがい」と「働きやすさ」の両立～

ワーク・ライフ・バランスの向上を図る「働き方改革」に加え、従業員の意欲を高める「働きがい改革」や「ウェルビーイング」の考え方が注目されています。働きやすい環境の整備はもちろん、従業員のモチベーションを高め、さらなる生産性向上を目指すために、いま企業にできることをわかりやすく解説します。

14:00-14:50

第1部 講義

働き方改革は ライフデザインとともに

～「働きがい」と「働きやすさ」の両立～

- 働く人にとっての会社とは何か
- 社員の幸せが企業の力
- 企業はなぜウェルビーイングを必要とするのか
- 社員の幸せを高める5つの要素



高橋 ゆき氏

株式会社ベアーズ
取締役副社長

自身の香港での原体験をもとに、夫と共に「家事代行サービス産業確立」を目指し、1999年に家事代行サービスのパイオニア/リーディングカンパニーである株式会社ベアーズを創業。「新しい暮らし方の提案」「新しい雇用の創造」を軸に、「日本の暮らしの新しい文化」をつくっている。経営者として社員のウェルビーイングを第一に考え、社内3つの実業団の「総監督」も務め、各種ビジネスコンテストの審査員や、ビジネススクールのコメンテーターを務めるほか、家事研究家、日本の暮らし方研究家としても活躍。

講師プロフィール

オンライン形式 (Zoom)

※セミナー開催2営業日後よりオンデマンド配信を行います。
※配信開始から1週間、メールでのご質問・個別相談を受け付けます。

埼玉県内企業の経営者
またはお勤めの方 (申込順) **100名**

【主催】埼玉県

15:00-16:00

第2部 先進企業の事例紹介

先進企業による取組内容の紹介、パネルディスカッションを実施します。

株式会社吉村

(東京都 / 製造業)

代表取締役社長 橋本 久美子氏

社員を主役に、時代の変化に対応できる組織をつくる!



ペンギンシステム株式会社

(茨城県 / 情報通信業)

代表取締役 仁衛 琢磨氏

業界の常識を壊し、働きがいと働きやすさの両立を目指す!



ファシリテーター 株式会社キャリア・ママ 代表取締役 堤 香苗氏

16:00-17:00

第3部 個別相談 (事前予約制・無料)

事前予約をした企業に対して、社会保険労務士等の相談員が個別相談の対応をします。(Zoom開催)

※1社あたり30分程度となります。

WEB申込



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

WEBの申込フォーム、
または裏面のFAX申込書、
電話でお申込みください。

お問合せ・お申込みは裏面へ >>

第4回 働き方改革セミナー 先進企業 登壇者紹介

株式会社 吉村

(東京都 / 製造業)

代表取締役社長 橋本 久美子氏

社員を主役に、時代の変化に対応できる組織をつくる！

トップダウンの組織では時代の急激な変化に対応できないという危機感から、2000年代初頭より、全員が意見しやすい組織づくりに着手。

テレワーク導入や研修実施等の社内制度はもちろん、コロナ禍でのクラウドファンディング実施による新商品の販売など、社員が自らやりたいと思うことを大切に、チャレンジできる組織づくりに取り組み続けている。

ペンギンシステム株式会社

(茨城県 / 情報通信業)

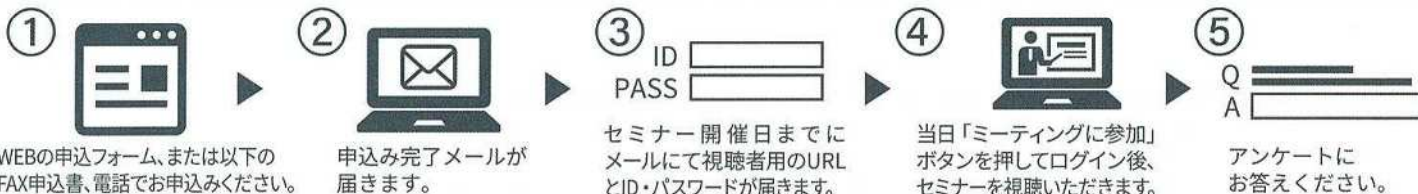
代表取締役 仁衡 琢磨氏

業界の常識を壊し、働きがいと働きやすさの両立を目指す！

東日本大震災を契機とし、企業の生き残りのため働き方改革に着手。

固定残業手当制度や1年単位の変形労働時間制、時間単位・半日単位の年次有給休暇制度や育児・介護休業の推進、テレワーク規程の制定等を進めている。働き方改革を進める中でも、顧客満足度の高いサービスを提供し、研究者向けのソフトウェア制作で日本の研究を支えている。

オンラインセミナー (Zoom) 参加手順



注意事項

- ・ PC、スマートフォン、タブレット等の端末を使ってご参加いただけます。 ※モバイル回線でも可能ですが、有線・無線のブロードバンド回線を推奨します。
- ・ インターネット接続環境が必要となります。 ※通信環境や使用端末のスペックにより、映像や音声の品質が低下して、視聴しにくくなったり、回線が切断される場合があります。

FAX申込書

埼玉県 第4回 働き方改革セミナー(令和6年10月15日)

記入日 年 月 日

① 会社名			
② 所在地	〒		
③ 電話番号			
④ 参加者	氏名(フリガナ)		
	所属部署・役職		
	メールアドレス		
⑤ 個別相談希望 (Zoomのみ)	☐ 有 ☐ 無 ※事前予約をした企業に対し、社会保険労務士等の相談員が個別相談の対応を行います。(1社あたり30分程度) ※ご相談内容を簡単にご記入ください。		
⑥ 本セミナーをどちらで知りましたか (複数選択可)	☐ 働き方改革セミナー開催事業ホームページ ☐ 埼玉県ホームページ ☐ キャリア・ママホームページ ☐ SNS ☐ 知人・家族からの紹介 ☐ チラシ(場所/送付元)) ☐ メールマガジン(具体的に)) ☐ その他(具体的に))		
⑦ ご質問等あればご記入ください			

【個人情報の取得について】ご記入いただいた個人情報については、個人情報保護法を遵守し、ご本人の同意がない限り第三者には提供いたしません。

働き方改革セミナー開催事業では、埼玉県内企業の働き方改革を目的としたセミナーを全6回開催します。

■次回以降のセミナーや、過去開催セミナーのオンデマンド配信の同時申込が可能です。お申込みをご希望の方は、右の選択肢にチェックを入れてお送りください。

☐ 第1回 [6/26(水)] オンデマンド配信、テーマ:働き方改革]

☐ 第2回 [7/30(火)] 開催、テーマ:男性育休取得促進]

☐ 第3回 [9/12(木)] 開催、テーマ:働き方・休み方改革]

☐ 第5回 [11月開催予定]

※第5回以降は、以下のテーマを予定しています。

☐ 第6回 [12月開催予定]

・仕事と介護の両立支援・女性活躍推進

☐ すべてのセミナー・オンデマンド配信に申し込む

★すべてのセミナーをまとめてお申込みいただいた方には、お申込み特典として埼玉県が実施する働き方改革支援をまとめた限定リーフレット(PDF形式)をお送りいたします。ぜひ一括申込をご利用ください。

お問合せ
お申込み

埼玉県働き方改革セミナー運営事務局
(受託運営:株式会社キャリア・ママ)

FAX 042-389-0230

TEL

042-400-6886 【受付時間】9:00-17:00(平日のみ)

✉ saitama-hkaikaku@mail.c-mam.co.jp

🌐 https://www.saitama-hkaikaku.jp

セミナー詳細はこちら!





埼玉県の
ホームページで
自社の取組をPRできます!

募集中!

男性育休 推進宣言企業

男性の育児休業等の取得を推進している企業・団体として宣言し、
男性が取得しやすい雰囲気をつくりましょう。

専用個別ページで



宣言企業一覧ページで紹介!



取得済の認証制度のマークを表示

- 多様な働き方実践企業
- 男性育休推進員
- えるぼし、くるみん



企業の個別ページで
取組内容を紹介!

- 男性育休に対する会社の考え
- 経営者(管理職)からのメッセージ など

宣言企業グッズで



宣言企業には、
名刺等に使えるロゴマーク、
ポスターなどの限定グッズを
送付します!



ぜひご活用
ください



登録までの流れ

※企業の個別ページ作成については、宣言企業の登録完了後、別途ご案内します

電子申請システムor
裏面申込用紙をFAX



埼玉版働き方改革
ポータルサイトで公開



ロゴマーク
ポスターなど送付



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



FAX 048-830-4821

電子申請システムからお申込みできます。→



男性育休推進宣言

埼玉県の「男性育休推進宣言企業」に登録し、男性育休の推進を宣言します。

企業等の名称

代表者職・氏名

宣言(100字以内)

取組内容

企業・団体名	(フリガナ)		
代表者 職・氏名	(フリガナ)		
所在地	〒 ー		
業種		主な事業内容	
宣言対象事業所数	所 ※1事業所ごとにポスター2枚とロゴマークの電子データをお送りします。		
上記の事業所の従業員数	男	人	女 人 合計 人
担当者 所属・職位・氏名	所属:	職位:	氏名:
電話番号		FAX	
E-mail	@		
HP	※埼玉版働き方改革ポータルサイトにHPリンクを貼ります。		
多様な働き方 実践企業の認定	☐ あり(プラチナ・ゴールド・シルバー) ☐ なし(県職員からの案内を ☐ 希望する・ ☐ 希望しない)		
えるぼし認定	☐ あり(☐ プラチナ・ ☐ 3段階目・ ☐ 2段階目・ ☐ 1段階目) ☐ なし ※認定されている企業は、一覧表にえるぼしマークを記載します。		
くるみん認定	☐ あり(☐ プラチナ・ ☐ くるみん・ ☐ トライ・ ☐ プラス) ☐ なし ※認定されている企業は、一覧表にくるみんマークを記載します。		
男性育児休業等の 取得の実績	(実績がある場合は御記入ください)		

人手不足対応支援事業 補助金

補助対象者：人手不足の状態にある県内中小企業者等
(主な対象者要件については、裏面をご参照ください。)

【補助対象事業】

**補助対象者が県内事業所等において、
補助対象となる製品カテゴリに含まれる
機器・ITツール等を活用し、省力化に取り組む事業**

(例) 人手不足を補う省力化のために必要な **機器の導入**

■産業用ドローン ■無人搬送車 ■協働ロボット ■自動券売機 ■自動調理補助機 など

(例) 人手不足を補う省力化のために必要な **ITツールの導入**

■AIチャットボット ■業務自動化ツール ■在庫管理ツール ■勤怠管理ツール など

(例) 人手不足を補う省力化のために必要な **システムの導入**

■注文・会計システム ■配車管理システム ■検品・仕分システム ■ノーコードツール など

製品カテゴリにつきましては裏面をご参照ください

補助金の申請期間 すべてオンラインでの申請
令和6年 **8月9日(金)～9月6日(金) 16時**

補助対象者の**交付決定**
令和6年 **10月中旬(予定)**

補助事業の実施期間
交付決定日～令和7年 **2月28日(金)**

【補助率・補助額】 補助率：補助対象経費の **2分の1** 以内
補助額：**15万円** 以上 **200万円** 以下

※予算額(2億円)の範囲内で審査の上、交付決定します。
※省力化に取り組む事業が一次産業である事業は対象外です。

【申請受付】 受付方法：電子申請のみで受け付けます。

「埼玉県 中小企業人手不足対応支援事業 補助金」の
ホームページから、必要事項を入力してお申し込みください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/hojokin_1.html



※補助金の申請受付は県が指定する電子申請システムによる受け付けのみとし、電子メール、郵送、ファクシミリ、持参等では、受け付けませんのでご了承ください。

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金

【製品カテゴリ(抜粋)】 ※その他の製品カテゴリについては、県ホームページをご参照ください。

カテゴリ名	製品名(例)	想定業務(例)	用途・省力化のイメージ(例)
産業用ドローン	点検用ドローン	現場状況の点検	工事現場や災害現場、樹木状況など、人手のかかる点検作業を効率化し、リスク低減を図る。
無人搬送車	無人搬送車	倉庫・工場での荷役、貨物搬出	物流倉庫等の運搬の重労働を無人搬送車が代替することで荷役負担を軽減し、省力化する。
	資材運搬ロボット	建設現場での資材運搬	建設現場での重たい資材の運搬をロボットによる自動運搬とすることで省力化する。
協働ロボット	産業用ロボットアーム	機械加工、仕分け	製造現場の緻密な作業をロボットが代替することで人手による作業負担を軽減し、効率化する。
AIチャットボット	AIチャットボットシステム	問合せ対応業務	顧客からの様々な質問に自動で適切な回答を絞りこんで対応することで、人手による対応を削減し、効率化する。
業務自動化ツール	議事録作成ツール	会議	会議時の議事録作成業務をAI機能によりデジタル化し、人による議事録作成業務を省力化する。
注文・会計システム	セルフオーダーシステム	注文受付	飲食店等での注文を顧客自身のモバイル端末での操作とし、注文受付作業の手間を省き、効率化する。
配車管理システム	配車管理システム	配車管理	配車やルート設定等を最適化し、配送業務時間や車両台数の削減によりドライバーの業務を省力化する。

【補助対象経費】

- ①製品カテゴリに含まれる機器・IT ツール等の購入費（中古品の購入、リース・レンタル・クラウド及びサブスクリプションサービス等の利用料を含む。）
 - ②上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とします。
- ※製品カテゴリに含まれる機器・ITツール等でなければ、本補助金は申請できません。
- ※直接間接を問わず、国・県・市町村等が目的を指定して支出する他の制度と補助対象経費が重複しているものは補助の対象外となります。（例：補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）

【主な対象者要件】 ※その他の要件については、県ホームページをご参照ください

- ①中小企業者等で、県内に登記簿上の本店を有する者又は主たる事業所を有する者（個人事業主においては県内に住民票上の住所地又は主たる事務所を有する者）であること。
- ②以下のいずれか一つに該当し、人手不足であること。
 - ア 限られた人手で業務を遂行するため、直近の従業員の平均残業時間が30時間を超えている。
 - イ 整理・解雇によらない離職・退職によって従業員が前年度比で5%以上減少している。
 - ウ 直近1年以内に求人を実施したが、充足に至っていない。
 - エ ア〜ウのいずれにも該当しないが、省力化を推し進める具体的かつ合理的な理由がある。

■お問合せ先

埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金事務局（一般社団法人埼玉県中小企業診断協会）

TEL：048-762-9290（平日9時～17時）

Mail：hitodebusoku@sai-smeca.org

■埼玉県産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

TEL：048-830-3903

公募要領等をよくご確認の上、申請をお願いします。

この事業は埼玉県の委託により
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会が運営しています。



令和6年8月

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

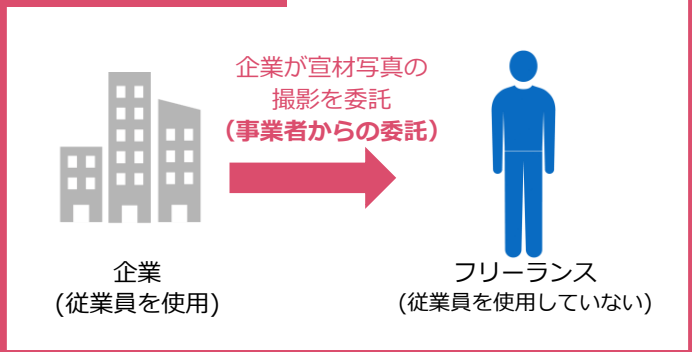
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

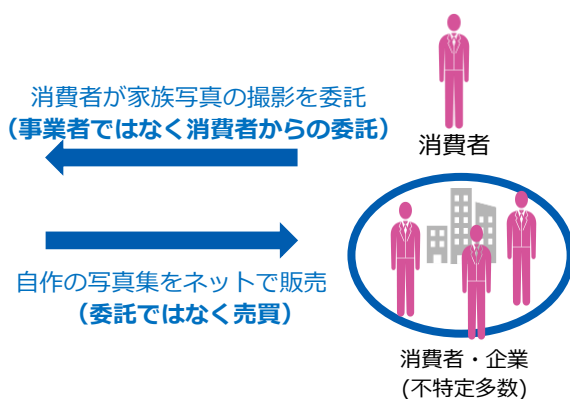
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



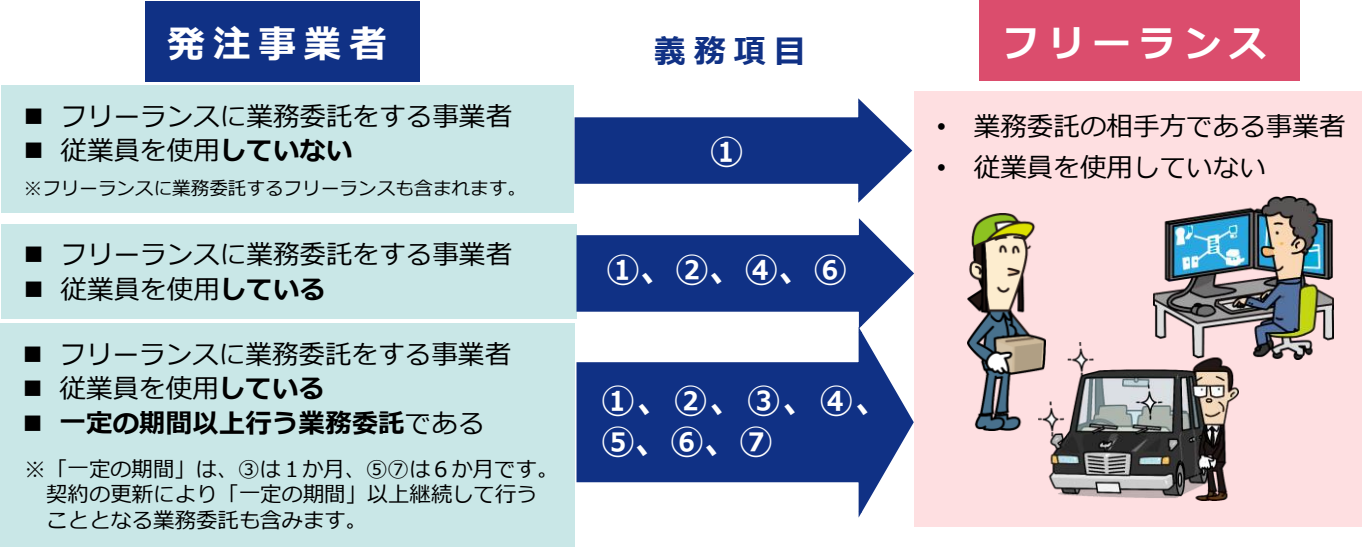
この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと